平成２８年（フ）第１１５号
沖縄県浦添市大平２丁目４番19―103号　立津マンション
債務者　仲地　慶剛
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１２０号
沖縄県那覇市曙１丁目18番33号　302
債務者　具志堅辰也
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４０６号
埼玉県戸田市中町２丁目13番13―501号
債務者　大蔵　　剛
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４２２号
さいたま市緑区大字三室879番地１　クレスト武笠Ⅱ201号
債務者　吉田　勝彦
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４６４号
さいたま市緑区道祖土３丁目17番２号　メゾンプリムベール301
債務者　飯沼　勝美
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４９２号
埼玉県川口市芝富士２丁目９番27号　ハイツユーワン103号
債務者　森田　千尋
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５００号
埼玉県川口市芝富士２丁目９番27号　ハイツユーワン103号
債務者　森田　佳子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５２０号
埼玉県川口市大字道合1420番地の１　川口道合住宅２―104
債務者　黒澤　國夫
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５２１号
埼玉県川口市大字道合1420番地の１　川口道合住宅２―104
債務者　黒澤　静江
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５３６号
埼玉県上尾市大字久保391番地22
債務者　相場　薫美（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３５号
埼玉県春日部市梅田３―101、住民票上の住所東京都福生市大字福生2318番地55　ｍａｒｕ201号室
債務者　植木　麻李
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
埼玉県熊谷市末広３丁目５番55号　熊谷末広住宅411
債務者　塚田　浩充
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３１号
川崎市宮前区宮崎６―１―11　ステュディオオンズ305号室、住民票上の住所川崎市高津区久末2046番地６
債務者　片寄　　豊
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
川崎市川崎区浅田２―13―８　コーポラス親和102、住民票上の住所川崎市川崎区小田５丁目17番15号
債務者　田中　　忍
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
川崎市高津区久末474番地１　ヒルサイド久末３　402、前住所川崎市高津区久末1778番地１　424
債務者　八木澤寛子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
川崎市高津区久末1938番地１　久末表Ｂ２―406
債務者　門間　　実
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
川崎市幸区南加瀬４丁目９番４―１号、申立時の住所川崎市幸区小向町13番13号　ユナイト矢口渡壱番館　203
債務者　遠藤　菜美
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係